

6 建企第 316 号
令和 7 年 3 月 6 日

各 位

建設企画課長
(公印省略)

設計段階における「三者会議」の実施要領の策定について（通知）

円滑かつ適切な工事施工に資することを目的とし、設計業務時において、発注者・設計者・施工方法等に精通する技術者の三者が一堂に会し、施工上の課題や対応方法などの意見交換等を行う「設計段階における三者会議」についての実施要領を策定しましたので、お知らせします。

記

1. 対象業務

長崎県土木部（営繕事業は除く）及び長崎県水産部漁港漁場課が発注する設計業務

2. 適用

令和 7 年 4 月 1 日以降に起工する業務に適用する。
なお、発注済みの業務であっても必要と判断される場合は適用可とする。

土木部 建設企画課 技術基準班
TEL：095-894-3025（ダイヤルイン）
E-Mail：kijyun@pref.nagasaki.lg.jp